

山梨県公報

第二千七十八号

平成二十二年

十月四日

月 曜 日

目次

救急病院等の認定(三件).....	五八九
土地収用事業の認定.....	五八九
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件).....	五九一
大規模小売店舗の新設に関する届出.....	五九一
公共測量の実施.....	五九二

告示

山梨県告示第三百三三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成二十二年十月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 救急診療所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
東桂メディカルクリニック	都留市十日市場九百五十八番地一

二 認定期間

平成二十二年九月十四日から平成二十五年九月十二日まで

山梨県告示第三百四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十二年十月四日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内 正 明

名 称	所 在 地
ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	都留市四日市場字瀬中百八十八番地

二 認定期間

平成二十二年九月二十一日から平成二十五年九月二十日まで

山梨県告示第三百五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十二年十月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
塩山市民病院	甲州市塩山西広門田四百三十三番地一

二 認定期間

平成二十二年九月二十九日から平成二十五年九月二十八日まで

山梨県告示第三百六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十二年十月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 起業者の名称

中央市

二 事業の種類

中央市田富図書館及び田富福祉公園等駐車場整備事業

三 起業地

- 1 収用の部分 中央市布施字吉町田地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件
中央市田富図書館及び田富福祉公園等駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

中央市（以下「起業者」という。）は、本件事業の実施に当たり、既に必要な予算措置を講じている。また、財源として、国庫補助金（市町村合併推進体制整備費補助金）の交付を受けることとしているが、既に総務大臣からその交付決定を受けていることから、当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、平成十八年二月、田富町、玉穂町、豊富村が合併し、人口三万人の新市として誕生し、旧田富町役場を本庁舎として市政の推進を図っている。

現在、本庁舎となっている田富庁舎は昭和六十二年に建設されたが、その周辺には、平成四年に田富福祉公園、平成七年に田富図書館、そして平成十八年に農産物直売所「た・から」が建設され、合併後においては、地元住民だけでなく旧玉穂・旧豊富地域からも利用者が訪れている。

こうした中、田富図書館及び田富福祉公園には建設当時から駐車場が設けられていないため、これら施設の利用者は、現在、田富庁舎の駐車場を利用している。

しかしながら、庁舎駐車場は、主に来庁者及び同敷地内にある福祉センター利用者を中心に利用されているが、混雑時においては駐車できない車両による路上駐車が発生しており、警察署から対策を求められている。また、田富図書館及び田富福祉公園利用者が庁舎駐車場を利用した場合には、交通量が多い市道を横断する必要があるため、高齢者や子ども連れでの利用に当たっては、その危険性が指摘されている。

一方、農産物直売所「た・から」については、平成十八年の開設時に必要な駐車場を確保したが、その後、利用者が大幅に増加したため、現在は慢性的に駐車場が不足している状況にある。

本件事業の施行により、必要となる駐車場が確保されるとともに、交通量の多い市道の横断が不要となることから利用者の安全性の確保や利便性の向上が図られるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は工事施行に当たっては、低騒音型重機の使用や必要な防護柵を設置するとともに、周辺住民と協議を行い安全管理に努めることとしている。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、田富図書館及び田富福祉公園の周辺にあって必要な面積が確保でき、また、利便性、経済性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)の得られる公共の利益と(二)の失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)のとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

田富庁舎駐車場は、来庁者及び福祉センター利用者を中心に利用されているが、混雑時においては駐車できない車両による路上駐車が発生し、警察署から対策を求められている。また、田富図書館及び田富福祉公園利用者が庁舎駐車場を利用した場合には、交通量が多い市道を横断する必要があるため、高齢者や子ども連れでの利用に当たっては、その危険性が指摘されるとともに、保育園保護者会、ゲートボール協会等から駐車場建設の要望書が提出されている。

これらの状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、各施設における過去三年間の利用実績から必要駐車台数を検討し、必要とされる敷地面積を算出して決定されたものであり、

適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められるので、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

中央市総務部総務課

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年九月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 ネクスト・ワン

2 代表者の氏名 三田静寛

3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町松本千四百四十二 四十七

4 定款に記載された目的

この法人は、動物介在活動を中心に、安心・安全な社会の創生を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年九月二十一日から同年十一月二十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター

に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年九月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人すてつぷ・あつぷる

2 代表者の氏名 塚田純子

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町休息千八百八十七番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、子育て家庭の親とその子ども、妊産婦や将来親になる者、並びに地域子育て支援者に対して、育児不安・悩みの緩和、子育て・親育ちに関する各種事業を行い、家庭と地域の育児力の向上と、子どもの心と体の健全な成長発達を促し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年九月二十二日から同年十一月二十一日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年二月四日まで縦覧に供する。

平成二十二年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 有限会社吉田屋 代表取締役 山口佐知

2 住所 山梨県富士吉田市中曽根一丁目三番四十三号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一)(-) 名称 ノジマ富士吉田店

(二)(-) 所在地 山梨県富士吉田市中曽根二丁目三番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(一)(-) 名称 株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

(二)(-) 所在地 神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年五月十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千五百三十五平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 十六台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 五十六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 二十四立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前十時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(1) 午前九時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 三箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(1) 午前九時から午後五時まで

三 届出年月日
平成二十二年九月十五日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、平成二十二年八月三十一日付けで上野原市長から次のとおり公共
測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年十月四日

一 作業種類 公共測量 五百分の一地形図作成
二 作業期間 平成二十二年八月三十一日から平成二十二年十一月三十日まで
三 作業地域 上野原市原地区、八ッ沢地区及び新田倉地区

山梨県知事 横 内 正 明